

共同募金への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

「個人」として寄付をいただく場合

確定申告をすることによって、所得税（国税）の寄付金控除対象となる上、さらに個人住民税（地方税）の寄付金控除対象となる場合もあります。

●「所得税」（国税）の控除

ポイント！ 下記の方式のどちらかを寄付者が選択できる選択制になりました。

「税額控除」方式

寄付金のうち、2,000円を超える額の**40%が所得に対する税額**から控除されます。
※ただし、所得に対する税額の25%が限度です。

「所得控除」方式

寄付金のうち、2,000円を**超える額が「総所得金額」**から控除されます。
※ただし、総所得金額の40%が限度です。

●「個人住民税」（地方税）の控除

一年間の寄付金の合計額から、下記の計算式によって算出した金額が、個人住民税の軽減措置（寄付金控除）の対象となります。

ポイント！ 地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要になります。

年間の寄付金額（※）－2,000円の10%

※総所得金額の30%が上限

「法人」として寄付をいただく場合

共同募金会に対する寄付は、法人税法上の「指定寄付金」に位置付けられています。特定公益増進法人である社会福祉法人に直接寄付をする場合に比べ格段の優遇措置が設けられており、寄付金は全額損金算入することができます。

※「全額損金算入」とは、法人の課税対象となる所得から、当該法人が支出した寄付金額の全額が、一般寄付金の損金算入限度額の枠とは別に控除されることをいいます。